

## 平成13年度 施策別取組方向

部局名： **生活部**、県土整備部、警察本部、教育委員会

施策番号	施 策 名		
213	交通安全対策の推進		
<b>【2010年度の目標】</b> 一人ひとりが高い交通安全意識を持ち交通ルールを守るとともに、交通危険個所が解消されるなど、安全に安心して歩いたり、移動することができる交通社会の実現が図られています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
交通事故死者数	197人 (1996年)	204人	180人以下 (165人以下)
高齢者の交通安全教育受講率	50.0%	61.0%	85.0% (100%)
通学路の歩道整備 (対象延長約930km)	330km [35%]	365km [39%] (見込み)	390km [42%] (500km [54%])
交通管制エリアの面積率	85.3%	88.0%	96.9% (100%)

### 1 平成11年度取組

#### (1) 平成11年度取組概要とその成果

(生活部)

交通安全運動推進事業を重点的に推進したほか、バス、ダンプカー、県職員・県警職員の公私用車等17,700台へ啓発ステッカーを貼付した県民運動等を推進した結果、交通事故死者数は204人と、前年比24人減少させた。

(県土整備部)

交通事故の多発している交差点については、右折車線の設置などの対策を進めるとともに歩行者や自転車の安全な通行環境を確保するために、住宅地、商業地、通学路などを中心に幅の広い歩道の整備や電線類の地中化を進めた。

(警察本部)

交通事故抑止対策の3本柱である「交通安全教育」、「交通安全施設整備」、「交通指導取締り」を積極的に推進した結果、交通事故死者数は204人と、前年比24人減少させた。

(教育委員会)

研究指定校については、交通社会人の育成の事業には適しており、一層の充実を図った。  
また、交通安全教育指導者研修会を2回実施するとともに、交通安全リーフレットや自転車反射材の配付をした。

#### (2) 平成11年度取組に対する問題点

(生活部)

交通死者数は減少したものの、人身事故件数は過去最高となった。

(県土整備部)

車社会の進展に伴い、交通事故は多発しており、安全な道路交通の環境整備がまだまだ必要である。そのためには事業費の確保と円滑な用地買収が課題である。

(警察本部)

ア 交通安全教育指針が示された初年度であったことから、出前方式による実践的交通安全教育を草の根的に推進したが、十分なものとは言えなかった。  
イ 交通安全施設の維持管理費が増大し、更新整備が遅延するようになった。

(教育委員会)

交通安全のリーフレットは、よく似た内容なので中身の検討が必要である。  
また、自転車反射材については、大半の自転車は購入時についているので、他の教材を考える必要がある。

## 2 平成12年度の取組と成果見込み

(生活部)

市町村・警察及び関係団体等と連携して、交通安全運動の展開及びワースト10脱却モデル地区事業を推進するほか、交通安全研修センターでの交通安全教育の普及、交通安全ボランティア指導講師との協働等により、県民の交通安全意識の向上を図り、交通事故死者数を対前年比で減少させる。

(県土整備部)

交差点改良や歩道、自転車歩行者道の整備が必要な箇所については、事業の効果や必要性を地権者に強く訴え、円滑な用地買収を進め、事業の早期執行を図っていく。

(警察本部)

交通事故抑止対策の3本柱を積極的に推進し、「ワースト10脱却モデル地区事業」を中心に取り組むとともに、道路交通法の改正に伴い、チャイルドシートの着用普及についての広報・啓発活動を推進する。また交通死亡事故に直結する飲酒、最高速度違反、交差点関連違反等の悪質・危険な違反の取締りを重点に行い、交通事故死者数を対前年比で減少させる。

(教育委員会)

交通安全教育指導者研修会を実施し、学校における交通安全教育を実施する指導者の資質の向上を図るとともに、研究指定校においては、免許取得前の高校生に対して、よりよき交通社会人を育成する。

## 3 平成13年度以降に向けての取組方向

(生活部)

交通事故死者数抑止目標(2001年 180人、2010年 165人)を達成するため、引き続き13年度もワースト10脱却モデル地区事業を実施するとともに、14年度以降はこの効果を近隣市町村に波及させる事業を推進する。

特に、高齢者の事故防止、飲酒の事故防止、若年者の事故防止、チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底に重点を絞った啓発活動を推進する。

(県土整備部)

コスト縮減を図りながら効果を重視した事業の重点化を一層進める。特に、交通事故多発地点の道路構造の改善等、交通事故発生箇所のうち緊急な対策が必要な事業に重点的に取り組む。

(警察本部)

「ワースト10脱却モデル地区事業」を中心に、交通安全教育指針に基づく実践型の交通安全教育を推進するほか、交通環境の変化に対応した交通の安全と円滑化及び交通事故抑止効果の高い交通規制、交通安全施設の計画的な整備を進める。また、交通死亡事故に直結する悪質・危険な違反の取締りを強力に推進する。

(教育委員会)

交通安全教育指導者研修会、交通安全研究指定校については、交通安全教育を啓発するには適しているので、一層の充実を図る。